

新規登録申請時の商品名記載に関するルールについて

日頃より、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、首題の件につきまして、同じ色・艶の表現のバリエーションを取ってみても様々な表現の種類が増えており、更なる表現の増加や複雑化を避けるため、審査委員会にて協議し、2026年4月以降の新規登録審査から登録商品名に関して一定のルールを設けることといたしました。

今後の申請につきましては、本ルールをご確認の上、申請手続きのご準備を頂きますようお願いいたします。

なお、既登録商品の登録商品名を変更する場合は、従来通り登録会社からの登録情報変更申請による依頼に基づき審査対応いたします。2026年4月以降の変更審査は本ルールを適用し、審査をいたしますのでご了承下さいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、ご理解頂き、今後とも登録商品の品質管理等を含めご協力頂きますようお願いいたします。

記

登録商品名の記載に関するルール

- 登録商品名は、商品ブランド名+種類等※+色・艶の情報を記載する。
※種類等がある場合には商品ブランド名の後に記載する。
- 商品ブランド名及び種類等は、提出資料（カタログ、塗装仕様書、ラベル等）と一致し、確認が出来るように記載する。
- 色・艶は、商品ブランド名及び種類等の後に、丸括弧（ ）を付けて記載する。
 - 色・艶ともにバリエーションがある場合の例：室内壁コート（各色・各艶）
 - 色のみの場合の例：室内壁コート（各色）
 - 艶のみの場合の例：室内壁コート（各艶）
- 商品の種類や多液タイプで材料の組合せ等がある場合は下記に従い、登録範囲に誤解や間違いがないように適切に指定する。
 - クリア（透明）及びシルバーは各色に含めてよい。ただし、クリア（透明）及びシルバーを含むもの、含まないものに分けて組成表を作成し、審査委員会にて成分比率が大幅に異なると判断された場合は別々に登録を求める。
 - 商品の季節毎のタイプについては、夏・冬等の記載ではなく、「各季節」としてまとめ、色・艶の情報の丸括弧（ ）には入れず、種類等として記載する。但し、ホルム放散等級が異なるなど品質が違う場合は別登録とする。
 - 例：室内壁コート（夏・冬型 各色）⇒室内壁コート各季節（各色）
 - 骨入りや無鉛等を入れる場合は、色・艶の情報の丸括弧（ ）には入れず、種類等として記載する。
 - 例1：室内壁コート（各色・骨入り）⇒室内壁コート骨入り（各色）
 - 例2：室内壁コート（無鉛・各色）⇒室内壁コート無鉛（各色）
 - 例3：室内壁コート（エコ）⇒室内壁コートエコ
 - 多液タイプなど材料の組合せが重要な商品は、角括弧[]で使用材料を記載する。
 - 例：室内壁コート（各色・各ABC）⇒室内壁コート[A、B、C]（各色）
 - 商品に使用する材料（ホルムアルデヒド放散がないもの）に種類の違い（粒径の違いなど）がある場合などは、特殊なケースに当たるため、同じ登録商品の範囲として取り扱うことが適切かを確認できる説明資料やラベル等の提出を求める。
 - その他、商品名の付け方に誤解や間違いの可能性があると審査委員会で判断された商品の登録を認めない（同じ商品名でホルム規制品とそれ以外がある場合など）。
- 過度な表現と審査委員会が判断した場合は、申請商品名の修正を求めることがある。

以上